

航空宇宙産業展示会出展支援委託業務（シンガポールエアショー2026）仕様書

1 委託業務名

航空宇宙産業展示会出展支援委託業務（シンガポールエアショー2026）

2 発注者

あいち・なごやエアロスペースコンソーシアム（以下コンソーシアム）

3 委託業務の内容

（1）全体スケジュールの作成

業務の実施にあたり、コンソーシアム事務局と協議の上、作業工程毎に全体スケジュールを作成し、スケジュールに沿って業務を実施する。

（2）シンガポール・エアショー2026 への出展支援

ア 出展規模

あいち・なごやパビリオン

Raw Space 50 m²（企業5社＋コンソーシアム）

出展場所、ブースのレイアウトについては別紙のとおり

イ 出展説明会の実施

コンソーシアム事務局と調整のうえ、出展企業への説明会を1回程度オンラインで実施すること。

ウ 主催者、出展企業及びコンソーシアム事務局との連絡調整

エ 出展企業からの負担金の徴収

1社あたり500,000円（税込）の負担金を徴収し、業務に充当すること。

オ 出展パビリオンの施工管理

あいち・なごやパビリオンのデザイン、設計、施工、運営管理を実施すること。また、出展企業等のPR動画を連続して放映できるよう編集し、放映すること。

カ 通訳手配

1名以上の通訳（商談支援用・事務局支援）を2026年2月3日（火）から2月6日（金）までとその前後いずれかの1日を加えた5日間、手配・運営すること。なお、通訳者は日英の航空宇宙産業や製造業、国際ビジネスに関する通訳ができる者とする。

キ 機材、資材等輸送支援

出展企業及びコンソーシアムの資材、機材、展示物等について取りまとめたうえで、輸送手段、通関、輸出保険等、輸送するにあたって必要な手続きに関して情報提供を行うとともに、必要に応じて、代行して申請等の手続きを行うこと。また、コンソーシアム事務局のロールアップバナー（1つ）を会場まで輸送、搬入すること。

ク 現地イベント支援

会場で実施するイベントに係る日本酒等の手配や、現地企業等の視察のためのバス借上げ等の行程支援を行うこと。

ケ 出展企業ディレクトリカードの作成

出展企業のディレクトリカードを作成する。なお、本委託には出展企業からの原稿入稿を始め、作成に関わる一切の調整業務を含む。

(ア) 出展企業数 5社（見込み。出展企業の募集結果による。）

(イ) 印刷部数 英 150部

(ウ) 提出期限 データ 12月5日（金）

印刷物 2月3日（火）会場納品

（３）アンケートの実施

ア シンガポール・エアショー2026の会期中、出展企業の商談実績（速報値）を毎日確認し、速やかに集計し、コンソーシアム事務局へ提出すること。なお、確認する項目・内容についてコンソーシアム事務局の了解を得てから実施すること。

イ シンガポール・エアショー2026の終了後、出展企業に対して商談実績（確報値）、出展支援に対する評価等に関するアンケートを速やかに実施し、その結果を集計してコンソーシアム事務局へ提出すること。なお、アンケートの内容についてコンソーシアム事務局からの了解を得てから実施すること。

（４）その他

その他出展に際し、必要となる準備について実施すること。

4 完了報告書の提出

受託者は、委託期間が終了する前に、業務の実施内容を記載した委託業務完了報告書等を提出し、コンソーシアム事務局の承諾を得るものとする。

納品場所は、愛知県庁本庁舎次世代モビリティ産業課とし、提出内容は、完了報告書の紙印刷物2部及びデータ、ブース装飾等に使用したデザインデータを始めとした当該業務に使用したデータ類（イラストレーター形式のデータがあるものについては、イラストレーター形式※及び画像もしくはPDFデータの両方を提出）とする。

※アドビイラストレーター形式（Ver. CS5）のフォントアウトライン済みのデータ及び非アウトラインのデータ、並びに使用フォントの一覧情報

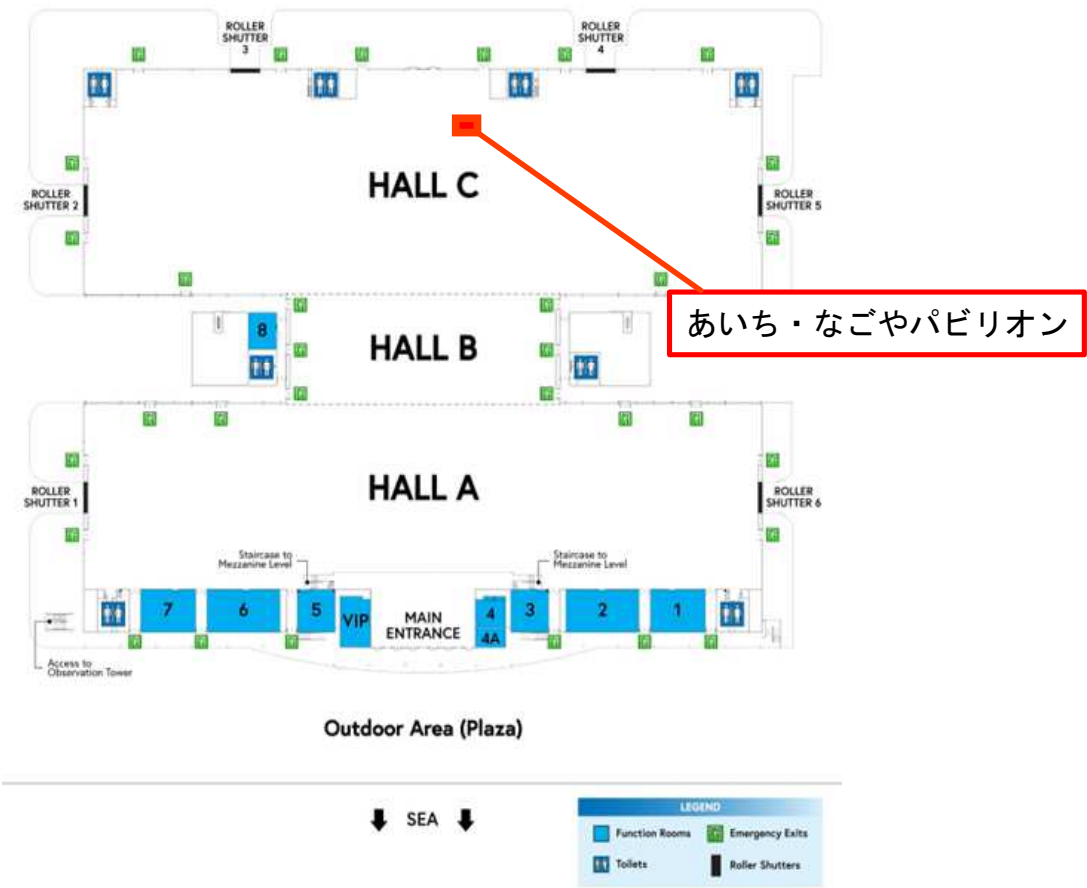
5 妨害又は不当要求に対する届出義務

（１）受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

- (2) 受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、発注者は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関係する諸法規及び条例等を熟知の上、業務遂行にあたるものとする。
- (2) 受託者は事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類をコンソーシアム事務局の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。また、本事業に係る実施検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、コンソーシアム及び受託者が協議の上、別に決定するものとする。
- (4) 業務内容の変更が必要なときは、コンソーシアム及び受託者が協議の上、別に決定するものとする。
- (5) 本業務の実施途中で問題、事故等が発生した場合については、直ちにコンソーシアムへ連絡・協議するとともに、受託者の責任において解決を図ること。



あいち・なごやパビリオン

